

村営住宅（地域優良賃貸住宅E棟）入居者募集要綱

高 山 村

村では、村外から転入するUJIターンの皆さんなどに良質な賃貸住宅を提供するため、村営住宅の入居者を次のとおり募集します。

〔注〕地域優良賃貸住宅とは…特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律により、一定の所得のある方を対象とした住宅です。〕

1 地域優良賃貸住宅の概要

名 称	地域優良賃貸住宅（原宮E棟）
所 在 地	大字中山 4368 番地 2
募 集 戸 数	1戸
建 構 造 物 等	1戸建(木造2階) 87.63㎡ 1F-LDK 14帖 トイレ、脱衣室、浴室 2F-洋室3室(各6帖)、トイレ
家 賃	月額1戸当り 50,000円
敷 金	1戸当り 100,000円(家賃2ヶ月分)
駐 車 場	2台
ペ ッ ト	動物の飼育等は不可

2 入居者の費用負担

電気・ガス・水道・下水道・ケーブルテレビ等の使用料

3 入居者の選定方針

入居資格等を審査のうえ、申込多数の場合は抽選とします。

4 入居申込資格

入居申込ができる方は、自ら居住するための住宅を必要とする方で、次のすべての条件を満たしている方です。

- ① 月額所得が38万7千円以下の方
(月額所得の計算法は別記1を参照してください。)
- ② UJIターナー者、子育て世帯、若年世帯、高齢者世帯、障害者等世帯、その他特別な事情があると村長が認めた世帯

〔注〕UJIターナー者とは…村外から転入する世帯です。

(村内での就労を目的としたUJIターンの場合は世帯を優先し、単身でも可とします)

子育て世帯とは…18歳未満の者と同居する世帯です。

若年世帯とは…夫婦のいずれかが、40歳未満である世帯です。

高齢者世帯とは…申込者又は配偶者が60歳以上の世帯です。

障害者等世帯とは…申込者又は同居の方が、別記2に該当する方の世帯です。

裏面をご覧ください。

- ③ 村税等の滞納がない世帯
- ④ 申込者、または申込者と同居予定親族が暴力団員でない世帯
- ⑤ 地元行政区に加入し、地域の活動に参加する世帯

5 入居申込受付期間及び場所

平成30年5月21日（月）から平成30年6月22日（金）まで

高山村役場 建設水道課建設係 窓口へ申込みをしてください。

6 入居申込方法

役場に備え付けの申込用紙に必要事項を記入し、下記の書類を添付のうえ申し込んでください。（村HP [<http://www.vill.takayama.nagano.jp/>] から申込用紙のダウンロードができます。）

- ①入居をしようとする方全員の所得を証明するもの（所得証明書）
- ②入居をしようとする方全員の市町村税に滞納がないことの証明書（納税証明書）
- ③入居を予定する方全員の住民票

※①②は、平成30年1月1日現在において、住所を定めている住所地の市町村窓口で発行されます。

※申込時には印鑑及び運転免許証等本人確認書類を持参ください。

7 入居者の選定（抽選日）

平成30年6月28日（木） 午後6時30分～

申込者多数の場合は、抽選を行います。

当日申込者が都合の悪い場合は、代理人の出席をお願いします。

8 入居手続き

入居者決定後、10日以内に所定の手続きを行い、通知された入居可能日から14日以内に入居してください。（村長の承認を受けた場合を除く。）

※所定の手続き（誓約書の提出(連帯保証人との連署)、敷金の納付(家賃月額の2ヶ月分)

9 入居可能日

平成30年7月9日（月） 入居を予定しています。

10 その他

- ① 行政区への加入について
地元の行政区に加入していただくため、区費の納入や地域の活動等について、「中原」区の説明を必ず受けて下さい。
- ② すこうケーブルテレビの光ケーブルが配線済となっていますので、テレビの視聴にはケーブルテレビへの申し込みが必要となります。

11 お問い合わせ先

高山村役場 建設水道課建設係 (026-214-9297 直通)
(026-245-1100 代表 内52)

別記 1

月額所得の計算

月額所得とは、申込者及び同居予定者の過去一年間における所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した金額をいいます。

	控除対象者	控除額／人
イ	同居者	38万円
	控除対象配偶者で申込者及び同居者以外のもの	38万円
	扶養親族で申込者及び同居者以外のもの	38万円
ロ	控除対象配偶者が老人控除対象配偶者（70歳以上）である場合	10万円
	扶養親族に老人扶養親族（70歳以上）がある場合	10万円
ハ	扶養親族に特定扶養親族（16～22歳（配偶者以外））がある場合	20万円
ニ	申込者又はイに規定する者に障害者がある場合	40万円
ホ	申込者又は同居者に寡婦又は寡夫がある場合	27万円

別記 2

障害者等世帯

障害者等世帯とは、申込者又は同居の方が、次のアからオのいずれかに該当する世帯です。

- ア ①身体障害者で、その障害の程度が1級から4級までの方
- ②精神障害者で、その障害の程度が1級から3級までの方
- ③知的障害者で、②の精神障害の程度に相当する程度
- イ 戦傷病者で、恩給法の特別項症から第6項症までの方と第1款症の障害のある方
- ウ 原子爆弾被爆者で、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方
- エ 海外からの引揚者で、引揚げ後5年を経過していない方
- オ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者の方